



2013年3月1日

受益者の皆様

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

スパークス・海通・グレーター・チャイナ・ファンドのミニQFII(RQFII)ライセンスについて

平素、格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社が運用しておりますスパークス・海通・グレーター・チャイナ・ファンド(以下、当ファンド)は、投資先ファンドの一つである海通・RMB・インカム・ファンド(以下、当投資先ファンド)に対して、RQFII制度(※)の適用を受けることによって、主に中国本土の債券市場への投資機会を拡げることを目指しておりました。

当初は、中国本土のファンド管理会社・証券会社の香港子会社が運用するファンドに対して、RQFII制度(※)が幅広く適用されるものと想定しておりました。しかしながら、規制当局が、RQFII制度(※)の適用を、人民元建ての香港籍公募投信に限定したため、ケイマン籍の私募ファンドである当投資先ファンドに、RQFII制度を適用させることが困難な状況となっております。

一方、運用におきましては、当ファンド設定以来世界の株式市場が大きく下落する中でも、株式と債券に投資するバランス型の運用で、株式のみの運用に比べ下落幅を限定的なものに留め、2013年1月末時点での基準価額は10,789円となっております。

ファンド設定以来約2年が経過いたしましたが、その間、香港市場の人民元建て債券市場は順調に拡大し、多くの投資機会へのアクセスが可能な厚みのある市場になっております。弊社といたしましては、こうした市場の変化により、RQFII制度(※)の適用を受けなくとも、香港市場の人民元建て債券市場に投資することで、設定当初に想定したとおり、中国の経済成長を捉えることを目的とした運用は可能であると考えております。

今後とも、何卒、よろしくお願い申し上げます。

※ RQFII制度は、人民元適格外国機関投資家(Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor)制度の略で、香港域内に蓄積された人民元を香港に拠点を有する中国本土系証券会社等を通じて中国本土に還流させるための制度です。